三沢市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年２月　三沢市教育委員会

１．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

三沢市教育委員会では、令和７年３月に「世界と向き合いＭＩＳＡＷＡの未来を担う人づくり」を基本理念とし、目指す人物像を「挑戦：Challenge 夢に挑む人」「共生：Coexist 共につながる人」「創造：Create 新しい世界を創る人」と定め、その実現に向けた教育振興基本計画を策定した。本計画は、さらなる働き方改革を通じ、教育職員が学びの専門職として、三沢市が目指すこどもの育成に専念できる環境づくりと、持続可能な学校運営・地域と連携した質の高い学びを実現するために定めるものとする。

（２）本市の現状

○本市では、平成３１年１月２５日の文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受けて、令和２年３月に、「三沢市教育委員会　学校における働き方改革プラン」を定め、教育職員の勤務時間の縮減に向けて取り組んできた。また、令和５年５月２９日には、「三沢市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校時間の管理と教育職員の健康及び福祉の確保を図ってきた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月３２時間４４分	２４．４ ％	１．９ ％
中学校	月４５時間４２分	４９．４ ％	６．８ ％

○ 時間外在校等時間の１か月の平均が４５時間を超える割合が小学校では２４％、中学校では４９％を超えている。小学校においては、特に教頭と学年主任・分掌主任の業務が多くなっており、中学校においては、部活動指導や生徒指導事案への対応が業務の負担を大きくしている。中でも部活動に関しては、活動時間の短縮化を図ってはいるものの、勤務時間内に終了するように日課を設定している学校はなく、時間外在校等時間がなかなか減少しない状況になっている。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２．目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。【カッコ内は令和６年度の数値】

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１箇月時間外在校等時間が４５時間を超える割合を２０％以下にする　【３４．７％】

・１箇月時間外在校等時間が８０時間を超える割合を　０％にする　【　４．４％】

・１年間における１箇月時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にする【３８．１時間】

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和６年度の数値】

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を１５日以上にする　【１３．６日】

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を０％とする　【　６．１％】

・ストレスチェックにおける健康リスクの値を８０％以下とする　【７０．１％】

・ストレスチェックにおける働きがいの値を９５％以上とする　【９１．１％】

（５段階評価の３以上）

３．計画の期間

○　令和８年度から令和１１年度

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・各校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

・各校学校運営協議会・ＰＴＡなどを通じ、保護者・地域住民によるこどもの朝の時間や通学路の見守り活動を各校の実情に合わせた形で推進する。

【年次計画】

令和８年度　⑴児童（生徒）登校時刻の変更について、学校や福祉部局への周知と対策検討
⑵小学生の朝の見守りについて、学校以外が管理を行う体制への協力者の人選について、小学校へ依頼
⑶部活動地域展開担当課と活動時間や今後予想される課題等の検討

令和９年度　児童・生徒の登校時刻の変更について、保護者や地域住民への周知

令和10年度　登校時刻を変更した新日課の実施と課題の吸い上げ（課題解決策の検討）

令和11年度　課題解決に向けた対策の実施

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは特別な場合を除き行わないこととする。

・豊かな心を育てる生徒指導研究推進協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

【年次計画】

令和８年度　⑴放課後・夜間における校外の見回りや補導された時の対応等について現状確認と新しい対応（役割分担）の検討（学校・生活安全課・防犯協会・警察・保護者・地域）

⑵各方面との認識の共有

令和９年度　新しい対応の実施と課題の吸い上げ、対策案の検討と実施

◆学校徴収金の徴収・管理（「３分類」③関係）

・各校の実情を踏まえつつ、学校徴収金の徴収や管理の仕方の見直しを図る。

・状況把握を進めながら、教育委員会・市民課と連携できる体制について確認・整備する。

【年次計画】

令和８年度　⑴各校の学校徴収金の内容や方法等を確認する。

⑵問題点があった場合の対応策を検討する。（未納者への対応　他）

令和９年度　新しい対応案の策定

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等への対応（「３分類」④関係）

・地域学校協働活動推進員は年間のスケジュール作成や関係者との連絡調整を行い、教頭はそれらの確認作業を行うという役割分担を明確にする。

【年次計画】

令和８年度　⑴生涯学習課・地域学校協働活動推進員への役割の確認

⑵各学校の現状把握と課題の吸い上げ

令和９年度　新しい対応（役割分担）案の策定

令和10年度　新しい対応の実施と課題の吸い上げ、対策案の検討と実施

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・首長部局等と連携し、直接苦情等に対応する相談窓口の設置を推進する。

・現在すでに設けている学校弁護士相談体制については、今後の状況を踏まえながら、苦情等により対応しやすい体制へと整備を進めていく。

【年次計画】

令和８年度　⑴学校弁護士相談体制の見直し
⑵直接苦情等に対応する相談窓口の設置について検討
⑶保護者・地域への相談窓口開設の周知方法について検討
⑷保護者からのハラスメント対策案の作成

令和９年度　保護者・地域への相談窓口開設の周知

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・校務支援システムを導入し、システム機能を活用した調査に係る事務負担の軽減策について検討する。
・学校事務体制の強化のため、令和８年度中に共同学校事務室を整備する。

【年次計画】

令和８年度　⑴校務支援システムの導入
⑵共同学校事務室の制度化

令和９年度　校務支援システムの運用と校務ＤＸの効果検証

◆部活動（「３分類」⑬関係）

・令和１０年度までに、部活動の地域展開率を３０％とする。
・平日の部活動について、令和８年度中に活動時間等の適正化について検討し、９年度より部活動指導員の配置拡充等を進めながら、教育職員の勤務時間内の活動とする。
・令和９年度より休日に行う活動のすべてを地域クラブ活動とする。

【年次計画】

令和８年度　休日に行う際の「（教職員を除き）部活動指導員と保護者とで行う日」の設定

令和９年度　部活動の活動時間を原則教職員の勤務時間内で設定する（地域クラブとして活動する場合や部活動指導員が付く場合はその限りではない）
休日に行う際、すべてを「（教職員を除き）部活動指導員と保護者とで行う日」に設定

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆学習評価や成績処理（「３分類」⑯関係）

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

【年次計画】

令和８年度　自動採点システムの導入について検討する

令和９年度　自動採点システム導入した場合、その効果を検証する

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・教育委員会・健康福祉部局・認定ＮＰＯ法人カタリバの三者で、現状把握と中・長期的な目標の策定を行う。

・スクールソーシャルワーカーの活用の在り方を見直し、アウトリーチ型の児童生徒・家庭支援の充実を図る。

・不登校支援にかかわる市内関係者によるネットワーク会議（仮）を開催し、情報共有と具体的な支援策等について検討する。（第３の学び場）

【年次計画】

令和８年度　スクールソーシャルワーカーの訪問型不登校支援の開始

令和９年度　スクールソーシャルワーカーの訪問型不登校支援の拡充

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・１箇月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

・１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

（例）２２時に勤務が終わった場合、１１時間の休息（インターバル）をはさみ、翌日の９時から勤務開始する。

・ストレスチェック実施率１００％を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度三沢市のＨＰで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標達成状況については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。